

那賀町告示第16/号

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和3年8月12日

那賀町長 坂口 博



1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	経営管理権の 存続期間	備考
集 R3-1	那賀郡那賀町木頭北川 字大明地 134-1	759-□-2,5	山林	1.22	令和14年 3月31日まで	
集 R3-2	那賀郡那賀町木頭北川 字大明地 135-1	759-□-4	山林	3.46	令和14年 3月31日まで	
集 R3-3	那賀郡那賀町木頭北川 字大明地 138	759-□-8	山林	1.74	令和14年 3月31日まで	
集 R3-4	那賀郡那賀町木頭北川 字大明地 135-2	759-□-5	山林	1.32	令和14年 3月31日まで	
集 R3-4	那賀郡那賀町木頭北川 字大明地 136-1	759-□-5	山林	0.19	令和14年 3月31日まで	

2 縦覧場所

- 本庁 徳島県那賀郡那賀町和食郷字南川104番地1
- 相生支所 徳島県那賀郡那賀町延野字王子原31番地1
- 上那賀支所 徳島県那賀郡那賀町小浜151番地
- 木沢支所 徳島県那賀郡那賀町木頭字前田43番地1
- 木頭支所 徳島県那賀郡那賀町木頭出原字マエダ34番地
- 林業振興課 徳島県那賀郡那賀町吉野字弥八かへ23番地 (林業ビジネスセンター)
- 那賀町ホームページ

3 権利の設定

本公告により、那賀町に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。